

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			

鑑 識 第 2 6 0 号

令 和 6 年 3 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察警察犬嘱託運営要綱の制定について

この度、青森県警察警察犬嘱託運営要綱（「青森県警察警察犬嘱託運営要綱の改正について」（平成26年12月19日付け青警本鑑第352号。以下「旧通達」という。））の一部を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から実施することとしたが、改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底されたい。

なお、本要綱の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

本県は、昭和37年に嘱託警察犬制度を採用し、「青森県警察警察犬嘱託運営要綱の制定について」（昭和47年3月2日付け青警本鑑第166号）に基づき実施しており、同要綱は、平成13年4月1日の全部改正、平成27年1月1日の一部改正を経て運用してきたが、この度、同制度を取り巻く社会環境の変化や実情に対応し、適正な嘱託警察犬制度の運用に資することを目的として改正するものである。

2 改正の要点

(1) 警察犬審査申請書の様式の変更（第2－4関係）

マイクロチップ登録制度の開始を受け、警察犬審査申請書（様式第1号）にマイクロチップ番号の欄を追加し、個体識別の欄に、耳番号（タトゥー番号）のほか、マイクロチップ番号も選択して記載できるようにした。

(2) 警察犬指導手の選考対象の改正（第3－2関係）

警察犬指導手の選考対象条件となっていた「警察犬訓練所に所属する警察犬指導手」を廃止し、県外居住の警察犬指導手については、その私事都合の事情を鑑みて個別に検討することとして、その旨ただし書きした。

(3) 青森県警察嘱託警察犬之章（メダル）又はこれに代わる物について（第4-2関係）

ア 青森県警察嘱託警察犬之章の様式の変更

青森県警察嘱託警察犬之章（様式第4号）の裏面には、年号年度と併せて、新たに犬名を刻印することとした。

イ 青森県警察嘱託警察犬之章に代わる物を廃止

青森県警察嘱託警察犬之章（様式第4号）は、文字どおり警察犬の章（しるし）であり、尊重され厳格に運営していくものである。つまり、これに代わる物は存在しないこととなるから、代わる物の交付を廃止した。

ウ 所有者が青森県警察嘱託警察犬之章を不要とした場合の対応を追記

所有者の中には、複数回の嘱託等を理由に、青森県警察嘱託警察犬之章の受領を辞退する者も存在することから、その対応として、2回目以降の嘱託で所有者がメダルの受領を辞退とした場合は不交付とすることができることとした。

(4) 青森県警察嘱託警察犬・警察犬指導手名簿の様式の変更（第4-4関係）

青森県警察嘱託警察犬・警察犬指導手名簿（様式第8号）について、指導手や嘱託科目等の欄の場所を変更するなどした。

(5) 嘱託の取消しとなる事項の項目立て等（第5-1関係）

嘱託の取消しとなる事項を、

警察犬所有者の変更、嘱託の辞退、健康上の欠陥、適格性、その他と項目立てし、さらに、適格性の事項についてはその態様を詳記した（取消し事項の数に変更はなし）。

(6) 警察犬出動受理簿の様式の変更（第9関係）

出動状況を把握するため、警察犬出動受理簿（様式第8号）に、出動時間、原臭及び認知症の有無の記載欄を追加した。

(7) 災害補償の運用の変更及び、被災概要に応じた災害状況報告書の様式の新設（第11-1, 2関係）

嘱託警察犬が出動中に死傷等した場合の災害補償については、現在、保険加入によって備えている

- ・嘱託警察犬により一般の第三者が被災した場合
- ・嘱託警察犬の指導手が被災した場合

と同様に、保険加入によって備えることとした。

なお、この改正に伴い、様式第12号「災害状況報告書」、様式第13号「災害見舞金支給申請書」、様式第14号「災害見舞金支給通知書」、様式第15号「災害見

舞金支給記録票」を廃止し、次のとおり、被災概要等に応じた災害状況報告書（様式第12～15号）を新設することとした。

- ・ 嘱託警察犬により一般の第三者が被災した場合
- ・ 嘱託警察犬の指導手が被災した場合
- ・ 嘱託警察犬が被災により死亡又は負傷し、若しくは疫病にかかった場合
（負傷及び疫病により死亡若しくは再起不能の状態となった場合を含む）
- ・ 嘱託警察犬または嘱託警察犬指導手により、他人の財物を損壊した場合

(8) その他

その他、用語の整理など所要の改正を行った。

担当：鑑識課 現場係

青森県警察警察犬嘱託運営要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪捜査、捜索活動等の各種警察活動に寄与するため、青森県警察における警察犬及び警察犬指導手の嘱託並びにその運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 審査の方法等

- 1 青森県警察が嘱託する警察犬（以下「嘱託警察犬」という。）及び青森県警察が嘱託する警察犬の指導手（以下「嘱託警察犬指導手」という。）の嘱託の適正を図るため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、毎年1回審査会を開催するものとする。
- 2 審査の実施日時、場所、及び実施要領は、その都度鑑識課長が定めるものとする。
- 3 警察犬の審査は、足跡追及能力、臭気選別能力、服従態度・警戒能力及び捜索能力について行うものとする。ただし、必要がある場合、その他の種目についても審査できるものとする。
- 4 審査を受けようとする者は、警察犬審査申請書（様式第1号）を青森県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。
- 5 審査会において審査に合格した警察犬に対しては、警察犬の所有者に対して合格証（様式第2号）を交付する。
- 6 1の定めるところにかかわらず、特に必要があると認めるときは、審査会の開催に代えて、書類選考により警察犬の審査及び警察犬指導手の選考を行うことができる。

第3 審査の対象

- 1 審査会における審査の対象とする警察犬（第2の6による審査を含む。）は、青森県内に居住する者が所有する警察犬とする。
- 2 審査会における選考の対象とする警察犬指導手（第2の6による審査を含む。）は、青森県内に居住する警察犬指導手とする。ただし、青森県外に居住する警察犬指導手のうち、鑑識課長が選考の対象とすることを認めた場合はこの限りではない。

第4 嘱託の手続等

- 1 審査に合格した警察犬のうちから、嘱託することが適当な警察犬及び当該警察犬の指導手を選考するものとする。
- 2 本部長は、選考に基づき警察犬を嘱託するときは、当該警察犬の所有者に警察犬嘱託書（様式第3号）及び青森県警察嘱託警察犬之章（様式第4号）を交付し、警察犬指導手にあつては、警察犬指導手嘱託書（様式5号）及び嘱託警察犬指導手腕章（様式第6号）を交付するものとする。

ただし、青森県警察嘱託警察犬之章について、最初の嘱託時を除き、所有者が

受領を辞退した場合はその限りでない。

- 3 嘱託の期間は、嘱託の日から1年間とする。ただし、必要があると認めるときにはその期間を延長することができる。
- 4 鑑識課長は、警察犬及び警察犬指導手が嘱託されたときは、嘱託警察犬台帳（様式第7号）及び青森県警察嘱託警察犬・警察犬指導手名簿（様式第8号）に所要の事項を記載するとともに、嘱託警察犬については「犬籍カード」（様式第9号）を作成するものとする。
- 5 嘱託期間が満了したときは、嘱託警察犬指導手腕章を速やかに返納させるものとする。

第5 嘱託の取消し

- 1 本部長は、嘱託警察犬（所有者を含む）又は嘱託警察犬指導手が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときは、嘱託期間に関わらず、その嘱託を取り消すことができる。
 - (1) 警察犬所有者の変更
嘱託警察犬の所有者が変わり、嘱託しておくことが適当でないとき。
 - (2) 嘱託の辞退
嘱託警察犬の所有者または指導手が嘱託を辞退したとき。
 - (3) 健康上の欠陥
嘱託警察犬又は嘱託警察犬指導手が健康上の理由により活動できなくなったとき。
 - (4) 適格性
警察から嘱託され任務を遂行する者として、例えば、罪を犯した者や犯罪容疑者、任務上知り得た情報を漏洩した者や社会的不道徳がある者など、嘱託警察犬指導手または嘱託警察犬所有者に、ふさわしくない非行があったとき。
 - (5) その他
その他の事情により嘱託しておくことが適当でないとき。
- 2 嘱託を取り消したときは、嘱託警察犬については当該警察犬の所有者から警察犬嘱託書及び青森県警察嘱託警察犬之章を、嘱託警察犬指導手については警察犬指導手嘱託書及び嘱託警察犬指導手腕章をそれぞれ返納させるものとする。

第6 嘱託警察犬運用責任者

- 1 嘱託警察犬を適正に運用するため、警察本部に嘱託警察犬運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、鑑識課長をもって充てる。
- 2 運用責任者の任務は次のとおりとする。
 - (1) 嘱託警察犬所有者及び嘱託警察犬指導手と緊密な連携の保持並びに協力体制の確立に関すること。
 - (2) 嘱託警察犬指導手に対する指導、教養及び訓練に関すること。
 - (3) 職員に対する嘱託警察犬活用に関する教養の実施に関すること。

第7 出動要請

1 所属長は、事案が発生した場合において、次のいずれかに該当するときは、運用責任者に対し囑託警察犬の出動を要請することができる。

- (1) 重要犯罪、重要窃盗事件等の犯罪現場に、被疑者の遺留品、足跡、その他原臭となるものがあるとき。
- (2) 重要犯罪、重要窃盗事件等の犯罪現場若しくはその付近に被疑者が潜伏し、又は凶器、被害品等が隠匿されていると認められるとき。
- (3) 犯行を立証するため、臭気選別を行う必要があるとき。
- (4) 迷子、行方不明者等で救助を必要とする者を捜索する必要があるとき。
- (5) その他警察活動を行うに当たって、囑託警察犬を活用することが効果的と認められるとき。

2 所属長は、出動要請に当たって、次の事項を運用責任者に連絡するものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 足跡、遺留品等の有無及びその保存状況
- (3) 囑託警察犬を使用することが適当と認めた理由

3 運用責任者は、所属長から出動要請があった場合において、囑託警察犬の出動が必要であると認めたとき、又は出動要請がない場合であっても、事案の内容から判断して囑託警察犬を出動させる必要があると認めた時は、直ちに囑託警察犬指導手に出動を依頼するものとする。

第8 囑託警察犬活用時における所属長の留意事項

- 1 迅速な出動要請を行うこと。
- 2 現場保存の徹底と適切な原臭保存に努めること。
- 3 出動した囑託警察犬の活動に当たっては、必ず、囑託警察犬指導手に所属の警察官を随行させること。
- 4 囑託警察犬が、被疑者の遺留品などの資料を発見した場合の立証措置を徹底すること。

第9 結果報告等

鑑識課において警察犬出動受理簿（様式第10号）を備え付け、警察犬が出動した場合、警察犬の出動を要請した所属は鑑識課へ連絡し、出動受理簿へ記載の上受理番号を受けた後、警察犬出動報告書（様式第11号）に受理番号等を記載し本部長に報告するものとする。

この場合において、出動時間は現場出動から捜索終了までの時間を記載するものとする。

第10 謝金

囑託警察犬を使用したときには、囑託警察犬の所有者に謝金を支給する。

第11 災害補償等

出動要請に基づく警察犬活動における災害に対しては、次の場合を補償する保

険に加入して対応するものとし、出動要請をした所属長は、当該被災概要等に応じて災害状況報告書（様式第12～15号）により本部長に速報すること。

- 1 嘱託警察犬により一般の第三者が被災した場合
 - 2 嘱託警察犬の指導手が被災した場合
 - 3 嘱託警察犬が被災により死亡又は負傷し、若しくは疫病にかかった場合
（負傷及び疫病により死亡若しくは再起不能の状態となった場合を含む）
 - 4 嘱託警察犬または嘱託警察犬指導手により、他人の財物を損壊した場合
- 第12 賞揚

運用責任者は、嘱託警察犬の活動が事件解決などに多大な功労があったと認めるときは、その功労に応じて青森県警察嘱託警察犬指導手表彰基準に定めるところにより本部長又は関係所属長の感謝状の授与について上申するものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、嘱託警察犬の運用について必要な事項は、運用責任者が定めるものとする。

様式第1号

刑	02	01	暦3年
(年 月末まで保存)			

警 察 犬 審 査 申 請 書

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 住 所

氏 名

受 審 犬	犬 種			
	犬 名			
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
	性 別		血統書登録番号	
	個 体 識 別	耳番号・外ウー		
		マイクロチップ [®] 番号		
	基本訓練合格年月日・種別			
所 有 者	住 所			
	職 業	勤務先		
	氏名(ふりがな)	()		
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
	連 絡 方 法	携帯Tel	自宅Tel	
指 導 手	住 所			
	職 業	勤務先		
	氏名(ふりがな)	()		
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
	連 絡 方 法	携帯Tel	自宅Tel	
受 審 犬 予 防 接 種 等 の 状 況	最 終 接 種	年 月 日 第 号		
	保 健 所 名 等			
	犬 鑑 札 番 号	年度 第 号		
受 審 科 目 (○で囲んでください)		足跡追及・臭気選別・服従警戒・搜索		

*所有者と指導手が同じ場合は、指導手欄に氏名のみ記入してください。

様式第2号

合格証

所有者 殿

犬名

年度青森県警察警察犬
嘱託審査会において
の部に合格したことを証します

年 月 日

青森県警察本部刑事部鑑識課長

警視

警察犬嘱託書

殿

あなたが所有している

号

を青森県警察の警察犬として
嘱託します

期間 年 月 日から

年 月 日まで1年間

年 月 日

青森県警察本部長

警視長

様式第 4 号

青森県警察嘱託警察犬之章



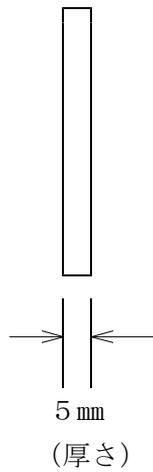
6.2 cm

(表)



年号年度
犬名を刻印

(裏)



5 mm

(厚さ)

警察犬指導手嘱託書

殿

あなたを青森県警察の嘱託
警察犬指導手として嘱託し
ます

期間

年 月 日から

年 月 日まで1年間

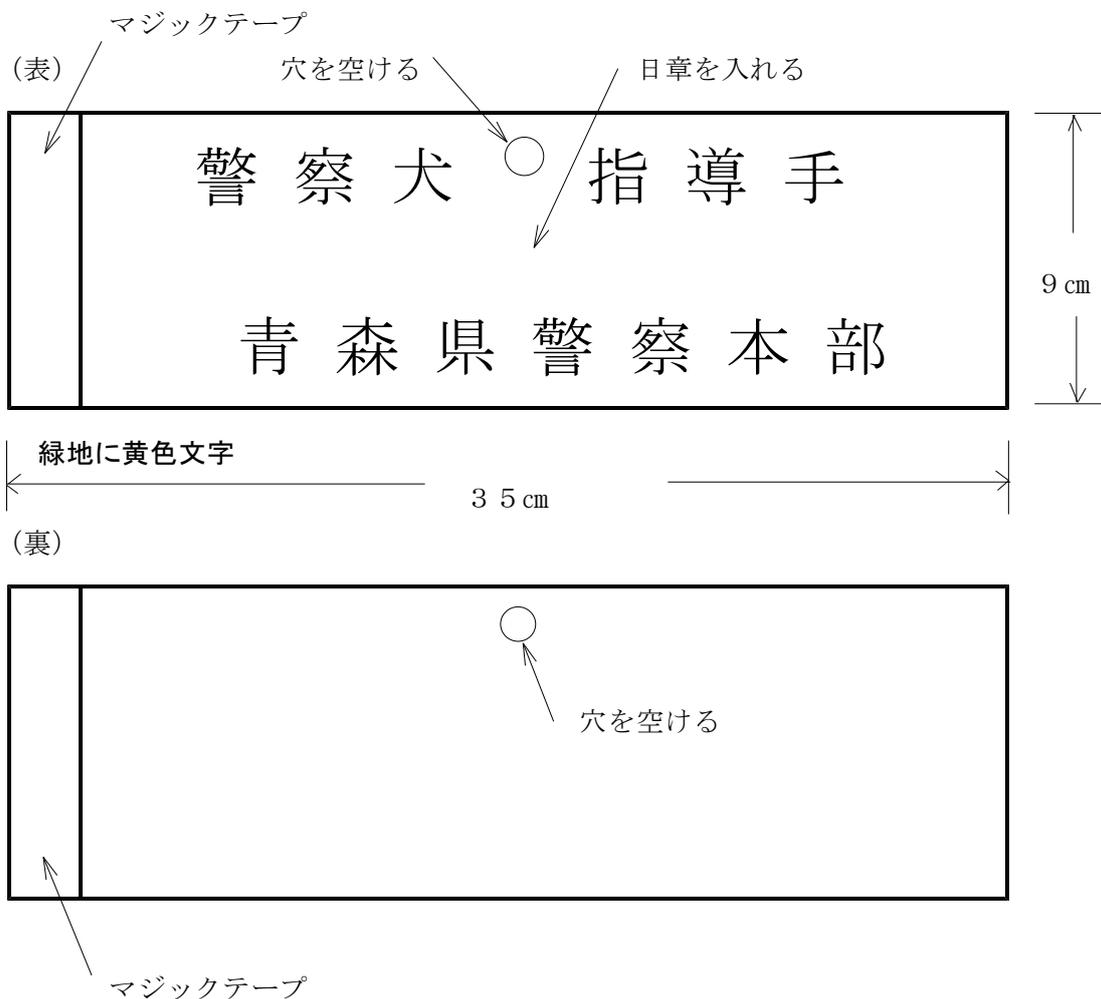
年 月 日

青森県警察本部長

警視長

様式第 6 号

嘱託警察犬指導手腕章



様式第9号

犬 籍 カ ー ド

青森県警察本部刑事部鑑識課

犬 名		登 録 番 号	
犬 種		性別	毛 色
			毛 種
生 年 月 日		年 月 日	
指 導 手	住 所		
	氏 名		
所 有 者	住 所		
	氏 名		
配 置 (嘱 託) 年 月 日		年 月 日	
親 犬		経 歴	
父 犬	犬 名 登録番号 訓練資格 種犬認定 毛 色		
母 犬	犬 名 登録番号 訓練資格 種犬認定 毛 色		

刑	02	01	暦1年
(年 月末まで保存)			

警察犬出動報告書			
青森県警察本部長殿		年 月 日 警察署長	
事 件 名			
警察犬の 名称と所有者住所氏名			
指 導 手 住所、氏名			
使 役 時 間	年 月 日 時 分から	時間	
	年 月 日 時 分まで		
事案の概要			
効 果			
そ の 他			
謝 金 額	金 円を支給してよろしいか	国費・県費の別	
受理番号	発信 年 月 日 発信者	受信者	受理番号

様式第12号

刑	02	01	5年
(年 月末まで保存)			

警 第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警 察 署 長

災害状況報告書（嘱託警察犬指導手の被災）

災害発生日時	
災害発生場所	
被災者 (嘱託警察犬指導手)	住所 氏名 職業 負傷程度
嘱託警察犬	犬名 犬種 所有者 <input type="checkbox"/> 被災者（指導手）に同じ <input type="checkbox"/> 住所 氏名
警察犬出動要請事案の概要	
被災状況	
その他参考事項	

様式第13号

刑	02	01	5年
(年 月末まで保存)			

警 第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警 察 署 長

災害状況報告書（第三者の被災）

災害発生日時	
災害発生場所	
被災者	別紙記載のとおり
嘱託警察犬指導手	住所 氏名 職業
嘱託警察犬	犬名 犬種 所有者 <input type="checkbox"/> 指導手に同じ <input type="checkbox"/> 住所 氏名
警察犬出動要請事案の概要	
被災状況	

様式第13号 (別紙)

<p>被災者 (甲)</p>	<p>住 所 職 業 氏 名 生年月日 年 月 日生(歳) 連 絡 先 負傷程度</p>
<p>被災者 (乙)</p>	<p>住 所 職 業 氏 名 生年月日 年 月 日生(歳) 連 絡 先 負傷程度</p>
<p>被災者 (丙)</p>	<p>住 所 職 業 氏 名 生年月日 年 月 日生(歳) 連 絡 先 負傷程度</p>
<p>その他参考事項</p>	

様式第14号

刑	02	01	5年
(年 月末まで保存)			

警 第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警 察 署 長

災害状況報告書（警察犬の被災）

災害発生日時	
災害発生場所	
嘱託警察犬指導手	住所 氏名 職業
被災犬 (嘱託警察犬)	犬名 犬種 所有者 <input type="checkbox"/> 指導手に同じ <input type="checkbox"/> 住所 氏名 負傷程度
警察犬出動要請事案の概 要	
被災状況	
その他参考事項	